

葛飾区社会福祉協議会 SNS 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区社会福祉協議会（以下「葛飾社協」という。）が SNS（以下「葛飾社協公式 SNS」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 葛飾社協公式 SNS は、葛飾社協の業務、取組、行事、案内などの情報を発信することにより、区民や事業者、関係団体などに葛飾社協への理解を深めていただくとともに、利便性を高めることを目的とする。また、葛飾社協公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行わない。意見・問い合わせについては、葛飾社協公式ホームページにおいて受け付ける。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 共通用語

(1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。

(2) アカウント

各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう

(3) フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう。

(4) リツイート

他のユーザーのツイートを引用して投稿を行うことをいう。

(5) いいね

投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿とつながるための方法をいう。

2 ツイッター

インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定の利用者に公開できるSNSをいう。

3 フェイスブック

基本的に「実名」で登録し、現実の知りあいの人間関係をもとにしたつながりで交流する、Facebook社が提供するSNSをいう。

4 インスタグラム

写真や短時間動画をメインに利用者に発信できるSNSをいう。

5 ライン

インターネット上でラインアプリを使い、簡単なメッセージ（文章や写真）をやりとりができるコミュニケーションツールをいう。

（運用の管理）

第4条 葛飾社協公式SNSの運用主体は葛飾社協とし、アカウントの管理は企画総務課が行う。また、情報の作成、発信、更新等の管理についてはその情報を取り扱う主管課が行う。

2 アカウントは次のとおりとする。

- (1) ツイッター アカウント名；葛飾区社会福祉協議会 (@KatusikaShakyo)
- (2) フェイスブック アカウント名；葛飾区社会福祉協議会 (<http://www.facebook.com/葛飾区社会福祉協会595724087186054/settings/?tab=settings>)
- (3) インスタグラム アカウント名；葛飾区社会福祉協議会 (KatusikaShakyo)
- (4) ライン アカウント名；葛飾区社会福祉協議会 (@345gwglx)

（アカウント運用者の明示）

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、葛飾社協公式SNSの各アカウント名を葛飾社協のホームページ上に明示する。

（アカウント運用要領の明示）

第6条 アカウントの運用主体並びに発信する内容及び発信方法等については、各SNSのプロフィール欄で明示する。

（掲載内容）

第7条 葛飾社協公式SNSでは、次の情報を発信することとする。

- (1) 葛飾社協の事業（施設情報・イベント情報含む）に関する情報
- (2) 葛飾社協ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (3) 葛飾社協の利用者や協力者、関係団体との信頼関係や相互理解を深めるための情報
- (4) その他、福祉に関する情報で、区民や関係団体等に有益な情報(国や都、葛飾区などの福祉に関する情報)

（リツイート、フォロー等の制限）

第8条 リツイートやフォローは、行わない。また、「いいね」機能は使用しない。ただし、国や東京都、葛飾区、他の社会福祉協議会等が発信する情報については、所属長の判断により、必要に応じてリツイートやフォロー等を行う。

（コメント等の削除）

第9条 葛飾社協は、投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及び

リンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの。
- (3) 葛飾社協又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの。
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの。
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム。
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、葛飾社協が不適切であると判断したもの。

（運用要領の周知）

第10条 この要領は、葛飾社協のホームページ上に記載し、広く区民等に周知するものとする。

（免責）

第11条 葛飾社協は、利用者により投稿された葛飾社協公式SNSに対する「コメント」等について、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、葛飾社協は一切責任を負わないものとする。

2 葛飾社協は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、葛飾社協の故意または重大な過失によるものでない限り、葛飾社協は一切責任を負わないものとする。

（その他）

第12条 この要領の実施について必要な事項は、企画総務課長が別に定める。

付則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。